豊田市不育症検査費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市不育症検査費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和８年６月４日こ成母第490号（以下「国実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において不育症検査に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的として補助金を交付する。

（補助対象者）

第３条　補助金の補助対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、２回以上の流産、死産既往がある者とする。

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、先進医療として告示されている不育症検査とし、その実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関（以下「医療機関」という。）で実施するものとする。 ただし、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付対象とする経費は、前条に規定する不育症検査にかかった費用の７割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）ただし、１回の検査につき６万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、

原則として検査が終了した日の属する年度内（ただし、検査が終了した日が３月１日から３月末日の間の場合、４月10日まで）に、検査を実施した都度、豊田市不育症検査費補助金申請書兼請求書（様式１）に豊田市不育症検査受検証明書（様式２）を添付し、市長に申請を行うものとする。

２　当該年度分の補助対象か否かについては、申請日を基準とする。

(補助金の交付決定)

第７条　市長は、第６条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付決定をしたときは、豊田市不育症検査費補助金承認決定通知書（様式３）により補助申請者に通知する。

２　前項の規定に関わらず、市長は補助金の交付申請をしたものが次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を決定しないことができるものとし、補助金の不交付を決定したときは、理由を付して豊田市不育症検査費補助金不承認決定通知書（様式４）により補助申請者に通知するものとする。

（１）豊田市税を滞納している場合

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

（３）暴力団法第２条第２号に基づく暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条第１項の規定に基づき交付決定をしたときは、豊田市不育症検査費補助金承認決定通知書（様式３）により、交付すべき補助金額を確定し、補助金の交付決定を受けた補助申請者に当該額を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　補助申請者は、第７条の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る承認の内容に不服のあるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

（実績報告及び成果の報告）

第 10 条　補助事業における実績報告は、第６条に定める豊田市不育症検査費補助金申請書兼請求書（様式１）をもって代えるものとする。

２　市及び第４条に定める検査を実施した医療機関の医師は、補助申請者に対して、第６条に定める豊田市不育症検査受検証明書（様式２）により国において把握することをあらかじめ説明するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（個人情報の保護）

第12条　市及び第４条に定める検査を実施した医療機関の職員は、職務上知り得た個人情報について秘密保持を厳守しなければならない。

（台帳の整備）

第13条　市長は、補助金の交付の状況を明確にするため、不育症検査費補助金台帳(様式５)を備え付けるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は令和８年 11 月１日から施行する。

（失効期限）

２　この要綱は令和 11 年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。